

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成 2 3 年 2 月 4 日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	古田佑紀 竹内行夫 須藤正彦 千葉勝美
当事者等	上告人兼申立人 X 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日判決）
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 3 年 2 月 4 日 最高裁判所第二小法廷 裁判官書記官	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反を主張するものであるか又は前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。